

別表第1（第3条、第24条関係）

日常生活用具給付等種目一覧表

用途	種目	障害及び程度等	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級（上下肢機能全廃1級及び下肢3級＋上肢3級を含む。）以上の原則として学齡児以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）又は知的障害者（児）で判定がAである原則として3歳以上のもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	20,540円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）の原則として学齡児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2级以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）の原則として3歳以上の者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	86,330円	5年
	体位変換	下肢又は体幹機能障害2级以上（下着交	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易	15,000円	5年

器	換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)の原則として学齢児以上の者	に使用し得るもの		
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の原則として3歳以上の者	介護者が重度身体障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
訓練いす (児童の み)	下肢又は体幹機能障害2級以上の原則として3歳以上18歳未満の者	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	34,690円	5年
自立生活支援用具	入浴補助用具 肢体障害2級以上で下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする原則として3歳以上のもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 【複数可】	94,300円	8年
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の原則として学齢児以上の者	障害者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うも	便器のみ： 4,670円 手すりつき： 10,330円	8年

		のを除く。18歳未満の者については手すりつきのみとする。		
頭部 保護 帽	下肢、体幹、平衡機能障害者で起立・歩行時に頻繁に転倒する者、又は知的障害者（児）で判定がAである者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの A：スポンジ、革を主材料 B：スポンジ、革、プラスチックを主材料	<オーダーメイド> A：15,200円 B：36,750円 <既製品> A：13,140円 B：31,760円	3年
つえ (T 字状 ・棒 状)	下肢、体幹、平衡機能障害者で歩行障害があり支持が必要なもの	木材、軽金属製で十分な強度を有するもの	木材： 2,320円 軽金属： 3,150円	3年
移動 ・移 乗支 援用 具	平衡機能3級以上又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする原則として3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移	62,870円	8年

		乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 【複数可】		
特殊 便器	上肢障害２級以上又は知的障害者（児）であって、判定がAであり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な原則として学齢児以上のもの	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	145,630円 (足踏みペダルにて操作するもの：158,400円)	8年
火災 警報 器	障害等級２級以上又は知的障害者（児）で判定がAのもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	16,250円 一世帯につき 2台限度	8年
自動 消火 器	障害等級２級以上又は知的障害者（児）で判定がAのもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	30,070円	8年

電磁調理器	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）又は知的障害者（児）であって、判定がAの原則として18歳以上のもの	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	42,970円	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の原則として学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	12,000円	10年
聴覚障害者用屋内信号装置（サウンドマスター、聴覚障害者用	聴覚障害2級（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）の原則として18歳以上の者	音、音声等を視覚、触角等により知覚できるもの 【複数可】	97,700円	10年

	目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。)				
在宅療養等支援	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPDによる透析療法）を行う原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
援用具	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる原則として学齢児以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	37,720円	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる原則として学齢児以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	59,100円	5年

動脈 血中 酸素 飽和 度測 定器 (パ ルス オキ シメ ータ ー)	人工呼吸器の装着が 必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモ ニタリングすることが 可能な機能を有し、障 害者が容易に使用し得 るもの	165,000 円	5年
酸素 ボン ベ運 搬車	医療保険における在 宅酸素療法を行う原 則として18歳以上 の者	障害者が容易に使用し 得るもの	17,820 円	10 年
視覚 障害 者用 体温 計（ 音声 式）	視覚障害2級以上（ 視覚障害者のみの世 帯及びこれに準ずる 世帯）の原則として 学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使 用し得るもの	9,000円	5年
視覚 障害 者用 体重 計	視覚障害2級以上（ 視覚障害者のみの世 帯及びこれに準ずる 世帯）の者	視覚障害者が容易に使 用し得るもの	18,000 円	5年

情報・意思疎通	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発生・発語に著しい障害を有する原則として学齢児以上のもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
支援用具	情報・通信支援用具（障害者向けパソコン周辺機器やアプリケーションソフト	視覚障害者又は上肢機能障害者であって、障害の程度が1級又は2級のもの	画面の文字や入力内容を音声化するソフト、画面拡大ソフト、点字ディスプレイ、点字プリンター、スキャナ、入力補助用具（大型キーボード、特殊マウス、ジョイスティック、スイッチ等） ※機器修理、バージョンアップ、運搬、取付け、調整等費用は対象外 【複数可】	104,770円	5年
	点字ディスプレイ	原則として視覚障害2級以上である18歳以上の者であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年

	もの			
点字器	視覚障害者であって、点字を習得しているもの	<標準型>点筆を含む A : 32マス18行、 両面書真鍮板製 B : 32マス18行、 両面書プラスチック製	A : 10,400円 B : 6,600円	7年
		<携帯型>点筆を含む A : 32マス4行、片 面書アルミニウム製 B : 32マス12行、 片面書プラスチック製	A : 7,200円 B : 1,650円	5年
点字タイプライター	視覚障害2級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAI SY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの ②音声等により操作ボ	（録音再生機） 85,000円 （再生専用機） 35,000円	6年

		タンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用活字文書等読上げ装置	視覚障害2級以上の原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報等を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
視覚障害者用読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読み取りのもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出し、又は音声信号に変換して出力できるもの	198,000円	8年
視覚障害者用時計	視覚障害2級以上。なお音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時	視覚障害者が容易に使用し得るもの	<音声時計> 13,300円 <触読式時計	5年

	計の使用が困難な者を原則とする。		> 10,300 円	
聴覚障害者用通信装置（ファクス）	聴覚障害者又は音声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる（原則として2級以上であるが、必要と認められる場合は3級でも可）原則として学齢児以上のもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの（1世帯に1台のみ）	52,390 円	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者（原則として2級以上であるが、必要と認められる場合は3級でも可）	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	88,900 円	6年
人工喉頭	音声・言語障害者で無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発す	<笛式> 呼気によりゴム等の膜に振動させ、ビニール	5,000 円	4年

	ることが困難なもの	等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの		
		<電動式> 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	70,100 円	5年
	音声・言語障害者で無喉頭により、常時人工喉頭を使用するもの（笛式又は電動式と埋込式の併給は不可。ただし、笛式又は電動式の人工喉頭を給付後にシャント形成を行い、埋込式の人工喉頭を常時使用することになった場合は、笛式又は電動式耐用年数内であっても、埋込式の給付は可。）	<埋込式> 声帯の代わりとして、発声が可能となり、障害者が容易に使用し得るもの（人工鼻カセット及びカセットを取り付けるシール等を含む人工鼻装着に必要な用品）	29,700 円／月	—
福祉 電話 （貸 与）	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要	障害者が容易に使用し得るもの	—	—

	性があると認められるもの及びファクス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）			
ファクス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーションが困難な世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者が容易に使用し得るもの	—	—
視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害者で原則として学齢児以上のもの	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	—	—

点字 図書	主に、情報の入手を 点字によっている視 覚障害者	点字により作成された 図書。ただし、年間6 タイトル、又は、24 巻を限度とする。	—	—
人工 内耳 体外 部装 置（ スピ ーチ プロ セッ サ）	現に人工内耳を装用 している聴覚障害者 （児）であって、医 療機関により医療保 険等の給付制度を利 用して本装置の買い 替えができないと判 断されたもの。ただ し、本人の故意、過 失による破損、代替 品の購入を理由とす る場合を除く。	音をマイクロホンで受 信し、その信号を分析 して人工内耳体内装置 に刺激を与えることに より聞こえを確保する もので、人工内耳を装 用している聴覚障害者 （児）が容易に使用し 得るもの。	片耳当たり3 00,000 円	5年
人工 内耳 専用 電池	聴覚障害者（児）で 、現に人工内耳を装 用している者	人工内耳体外部装置を 作動させる専用電池で 、人工内耳を装用して いる聴覚障害者（児） が容易に使用し得るも の。ただし、充電電池と 空気亜鉛電池の併給は 不可。	<充電電池（充 電器を含む。 ）> 片耳当たり3 0,000円 <空気亜鉛電 池> 片耳当たり2 ,500円/ 月	3年 —
排 収尿	膀胱機能障害者であ	<男性用>採尿器と蓄	<普通型>	1年

排泄管理支援用具	器	って、排尿のコントロールが困難なもの又は尿路変更のストーマを造設し、カテーテルを使用しているもの	尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとし、ラテックス製又はゴム製のもの	7,700円 ＜簡易型＞ 5,700円	
			＜女性用＞ 普通型：耐久性ゴム製採尿袋を有するもの 簡易型：ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	＜普通型＞ 8,500円 ＜簡易型＞ 5,900円	
ストーマ用装具（ストーマ用品を含む）	膀胱・直腸機能障害者でストーマを造設した者（ストーマ周辺に著しいびらん、ストーマ変形、二分脊椎の者に対しては紙おむつ支給可）	＜ストーマ装具（消化器系）＞ 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	8,858円 ／月	－	
		＜ストーマ装具（尿路系）＞ 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	11,639円 ／月		
紙おむつ	脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、	＜紙おむつ＞	25,150円 ／2月	－	

	等	排尿又は排便の意思表示が困難であり、紙おむつを必要とする3歳以上の者。			
	洗腸用具	直腸機能障害者で高度の排便機能障害がある者、ストーマ用装具の装着が困難な者又はストーマ用装具と紙おむつ等の併用が必要と認められる者。ただし、原則として3歳以上の者	<洗腸用具>	12,230円	0.5年
住宅改修費	住宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）の原則として学齢児以上のもの	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ①手すりの取付け ②床段差の解消 ③滑り防止及び移動円滑化等のための床材の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への取替え ⑥その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000円	—

